

三重とこわか国体四日市市消防防災・警備業務実施要項

1 趣旨

この要項は、第76回国民体育大会四日市市消防防災・警備基本計画に基づき、「三重とこわか国体」における消防防災・警備業務の実施に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施期間

(1) 国体開催前

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う消防防災・警備業務の実施期間は、国体開催までの必要な期間とする。

(2) 国体開催期間中

実行委員会が行う消防防災・警備業務の実施期間は、四日市市において開催される各競技会の公式練習日を含む競技会終了までとする。

3 実施体制

(1) 国体開催前

実行委員会は、四日市市消防本部及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 国体開催期間中

ア 実行委員会は、実施本部内に消防警備部を設置する。

イ 消防警備部は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「関連施設」という。）に現地消防警備班を設置する。

4 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 四日市市地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 国体開催前

a 関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

b 関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

c 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

d 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。

e 関連施設での避難訓練に関すること。

f 関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。

g その他必要な消防防災業務に関する事。

イ 国体開催期間中

a 関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関する事。

b 関連施設の救急救助に関する事。

c 関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時における避難誘導に関する事。

d その他必要な消防防災業務に関する事。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿に係る対策については、宿泊市町及び関係機関・団体等と調整し実施する。

(4) 大規模災害等に係る対策

大規模災害が発生し、四日市市災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部と連携し対応する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 国体開催前

a 関連施設における警備体制の確立に関する事。

b 実地踏査の実施に関する事。

c 通信体制の確立に関する事。

d 施設・構造物の安全対策の推進に関する事。

e 警備員等の人員確保と事前教育・訓練に関する事。

f 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関する事。

g その他必要な警備業務に関する事。

イ 国体開催期間中

a 関連施設及び周辺における犯罪の予防に関する事。

b 関連施設における避難通路の確保に関する事。

c 関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導に関する事。

d 案内、誘導及び混雑防止の措置に関する事。

e 入退場者管理に関する事。

f 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関する事。

g 不審者、不審物の発見と適切な対応に関する事。

h 会場施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関する事。

i 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関する事。

j 迷子、遺失物等への対応に関する事。

k その他必要な警備業務に関する事。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務実施についても、必要に応じて、この要項を準用する。

付則

この要項は、平成31年 3月 8日から施行する。